

- 消費者教育の推進に関する法律（平成24年12月施行）第9条に基づき、内閣総理大臣及び文部科学大臣が案を作成。消費者教育推進会議及び消費者委員会からの意見聴取等を経て、閣議で決定。（平成25年6月に決定し、平成30年3月に変更）
- 基本方針＝消費者教育の担い手（国、地方、消費者団体、事業者等、消費者自身）にとっての指針。

「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針－消費者教育の実践・定着プラン－」に基づき、**令和4年度からの3年間で取組を推進**

I 消費者教育の推進の意義

消費者を取り巻く現状と課題

- ・消費者の多様化（高齢化、成年年齢引下げ、孤独・孤立の顕在化等）
- ・デジタル化の進展（商品取引・サービス利用形態、情報取得・発信の変化等）
- ・持続可能な社会実現に向けた気運の高まり（食品ロス削減、カーボンニュートラル、プラスチック資源循環、サステナブルファッション等）
- ・自然災害等の緊急時対応（コロナ禍における不確かな情報の拡散等）

→ 消費者の自立支援＝合理的意思決定ができ、被害に遭わない
+ より良い市場とより良い社会の発展のために積極的に関与する消費者の育成（消費者市民社会の形成に参画） → **SDGsの達成にも不可欠**

・消費者の**ぜい弱性への対応**、個人のWell-being向上の観点

II 消費者教育の推進の基本的な方向

今期の基本方針における基本的視点

- ・「教えられる」だけでなく、消費者による**自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことを促進**
- ・消費者の多様化等を踏まえた**きめ細やかな対応**
- ・**デジタル化への対応**
- ・**消費者市民社会の一員としての行動を促進**

○体系的推進のための取組の方向

- ・幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的・継続的な実施
- ⇒広く社会で、消費者の**継続的な学びと考える力の獲得を支援**することが重要
行動経済学や心理学の知見も踏まえ、まずは消費者が自身を知ることを促す観点も重要
- ・消費者の**多様な特性**（年齢、性別、障がいの有無、国籍など）に応じた**アプローチ**
- ⇒**不安をあおって契約させる商法（靈感商法）等、被害に遭いやすい手口・手法等**について注意喚起、若年者等が相談しやすい**メールやSNS等による消費生活相談の支援**、多様な高齢者の実態や**デジタル化を踏まえた一層の工夫**、など
- ・**デジタル化に対応した消費者教育の推進**
- ⇒トラブルを回避する**知識、批判的思考力、適切な情報収集・発信能力の重要性の高まり**
ポータルサイトでの情報提供・連携促進、最新のトラブル事例や教材の提供による担い手支援
- ・消費者市民社会構築に向けた多角的な視点の情報提供
- ⇒社会的課題を**自分事として捉え、消費行動により課題解決**ができるよう積極的に情報提供
デジタルを活用した**消費者自らの情報収集、相互へ伝え合う活動の促進**
緊急時には、**不確かな情報に基づく行動への注意喚起、適切な意見の伝え方等**、合理的判断をするために必要な情報を提供

○各主体の役割と連携・協働

- ・国と地方公共団体
- ・消費者行政と教育行政
- ・地方公共団体と消費者団体、事業者等
- ・消費者と事業者

→ 地域における多様な主体間のネットワーク化（結節点としての消費者教育推進地域協議会、コーディネーター）

○他の消費生活に関連する教育との連携推進（金融経済教育・法教育・情報教育・環境教育・食育・主権者教育等）

III 消費者教育の推進の内容

様々な場における消費者教育 人材（担い手）の育成・活用

学校	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・ 成年年齢引下げ を踏まえつつ、学習指導要領の趣旨や内容の周知・徹底 ・ 外部講師の活用 の促進 ・ デジタル教科書等に対応した教材提供 ・ 教科横断的な実践等好事例の周知 (大学・専門学校等) ・消費者教育の 次世代の担い手育成 の視点 ・ 学生主体による啓発活動等 の取組事例の収集・提供 ・ マルチ等消費者被害に遭いやすい類型・手法の知識の提供	(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等) ・教員養成課程や現職教員研修等における消費者教育に関する内容の充実 ・国民生活センター等の教員向け研修の活用を推進 (大学等) ・地方公共団体や関係団体との連携の枠組みを構築 ・消費者教育推進地域協議会への参画を促進
地域社会	・消費生活センターが啓発活動やコーディネート機能を担うよう体制整備 ・社会教育施設等の活用 ・見守りネットワーク、消費生活協力員・協力団体等の仕組みを活用した推進 ・ 誰一人取り残されないデジタル化への対応	・消費者団体・NPO等による消費者教育 ・地域で活動する団体の情報提供等の支援 ・国民生活センター、消費生活センター、社会教育施設等の担い手育成拠点化のための、情報提供、消費生活相談員の資質向上に向けた支援
家庭	・ 保護者が正しい知識を身に付け、普段から子供と家庭内で話す ことで消費者被害を予防 ・家庭内で 高齢者と情報共有、連携	(消費者) ・優良事例の提供、消費者月間等を活用した周知啓発により 消費者の自主的な相互の学びの取組を支援
職域	・事業者のニーズも踏まえつつ、事業者による従業員への消費者教育の意義、メリットを整理 ・ 事業者向け消費者教育プログラムの開発 ・ 積極的に取り組む事業者の奨励	・消費者教育としての、事業者による消費者への情報提供、商品サービスの開発・提供 ・積極的な情報提供としての「出前講座」、「出前授業」の充実を期待

消費生活センター等を拠点とする、多様な主体が連携・協働した体制作り
様々な場における、外部人材を活用した効果的な消費者教育を実現

消費者教育コーディネーターの配置・育成

・多様な関係者や場をつなぐ重要な役割
・コーディネーター会議の開催による課題や目標等の抽出、地域ごとに直面する課題の共有

国による連携・協働の働きかけ

・若年者と地域の消費者団体、社会的課題の解決に取り組む事業者・事業者団体等による協働や、ネットワーク構築の促進

IV 関連する他の消費者施策との連携

- ・食品と放射能に関する理解増進
- ・事故・トラブル情報の迅速的確な分析・原因究明 など

V 今後の消費者教育の計画的な推進

KPIの検討・設定

- ・実態調査や関係省庁のデータ等をいかしつつ、**適切な指標を検討**
- ・地方公共団体の**推進計画での設定も促す**

・都道府県、市町村の**地域の特性に応じた推進計画策定等の推進・支援**
 ・社会経済情勢の変化等に対応するため**必要に応じ基本方針の変更を検討**

※「令和3年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和3年12月21日閣議決定）に基づき、消費者基本計画との対象期間を一致させるため、今期基本方針に限り7年間とした。

■概要

文部科学省では、教育委員会や消費者行政部局、企業、大学、NPO、地域の関係者などの様々な主体が連携・協働することにより、効果的で実践的な消費者教育を実施するためのモデルを構築する事業を行っています。

【消費者行政×教育委員会×地域】

委託先：消費者教育支援センター
(近江八幡市)

概要：

近江八幡市で連携・協働して取り組まれている消費者教育を検証することで実施のために重要な要素をリスト化するとともに、より効果的で持続可能な連携・協働体制を、消費者教育の担い手である学校や地域の方々とともに構築するための取組を行う。

【大学×地域】

委託先：奈良国立大学機構
(奈良女子大学)

概要：

成年年齢引下げや社会のデジタル化を踏まえた消費者教育の在り方として、奈良女子大学の学生による教育コンテンツの作成や啓発講座の企画を行い、連携する自治体において実際に啓発講座を行うことで、大学生と市民が相互に学びあう消費者教育モデルを構築する。

【企業×銀行×大学】

委託先：株式会社omochi

概要：

神戸を拠点とする教育事業者（株式会社omochi）と、銀行（みなと銀行）と、大学（神戸学院大学）の3者の協力により、地域の子どもたちに届ける消費者教育コンテンツの開発と、地域の子どもたちや大学生などの交流による消費者教育の実践に取り組む。



■趣 旨

文部科学省では、平成22年度より、「消費者教育推進事業」を実施し、大学及び社会教育分野における消費者教育の推進のために各種取組を行っています。

平成24年施行の「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保による効果的な実施が規定されるほか、同法により閣議決定された「消費者教育の推進に関する基本的な方針」では、地域の多様な主体間のネットワーク化や相互の連携と情報共有の仕組みづくりの必要性が示されています。

そこで、文部科学省では、学校や地域において消費者団体等をはじめ様々な主体の連携・協働による消費者教育を推進するため、消費者教育フェスタを開催しています。

■対 象

教員、教育委員会、
消費者行政部局、事業者、
消費者団体等

■令和5年度開催

近江八幡市会場

：令和6年2月1日（木）

島根会場

：令和6年2月10日（土）



消費者市民社会及び持続可能な社会の実現、地域における連携・協働による消費者教育の取組も一層進めるため、文部科学省では消費者教育アドバイザーの派遣を行っています。

悩み

? 中学・高校で・・・
授業の中で消費者教育をどのように取り入れ、指導していけば良いのか・・・

どうすれば

? 大学で・・・
学生に主体的な判断で意思決定させるにはどうすれば・・・

分からない

? 地域で・・・
消費者教育の推進の方策が今一つわからないのですが・・・



そのお悩み、消費者教育アドバイザーが解決します！

文部科学省消費者教育アドバイザーのメリット

- ! 消費者教育の実践者や有識者を派遣します。
- ! 地域の実情を踏まえた消費者教育の実施を丁寧に支援します。
- ! 派遣に要する費用は無料です。

派遣の申請等詳細は、文部科学省HPをご覧ください。

URL: http://www.mext.go.jp/a_menu/ikusei/syoushisha/detail/1339570.htm

消費者教育アドバイザーの派遣



【本件担当】文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課消費者教育推進係
電話 03-5253-4111(2260)
メール consumer@mext.go.jp

背景 課題

平成24年8月に議員立法により成立した「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者庁と文部科学省において「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定（令和5年3月28日閣議決定）。この中で、行政、民間、消費者、事業者等の幅広い主体が連携を図り、効果的・実践的に消費者教育を推進することが求められている。また、基本的視点として消費者による自ら及び相互に「学ぶ」「考える」「行動する」ことの促進や消費者の多様化等を踏まえたきめ細やかな対応などが示されている。



事業内容

① 成年年齢引き下げを踏まえた効果的な消費者教育実践モデル構築（委託事業）

- 事業期間：令和5年度～、件数・単価：2機関×約1,741千円
各地域において参考となる効果的・実践的な消費者教育のモデルを構築。
- 事業期間：平成22年度～、件数・単価：1機関×約3,178千円
モデル構築のなかで見出した課題を踏まえた、取組状況調査の実施。

② 消費者教育連携・協働推進全国協議会の実施（委託事業）

- 事業期間：平成30年度～、件数・単価：1団体×2地域×約1,758千円
消費者教育に係る課題や実践手法等を関係機関・団体と共有・協議。

③ 教育アドバイザーの派遣

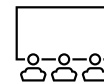
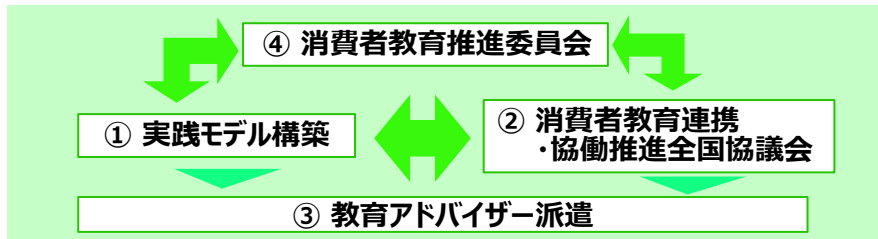
事業期間：平成25年度～、件数・単価：45回×約52千円

消費者教育アドバイザー等の派遣を通じ、持続可能な地域の実現に向けた知見・ノウハウを提供する。

④ 消費者教育推進委員会の開催

事業期間：平成25年度～、件数・単価：1会議×3回×約692千円

消費者教育や環境教育の有識者により、今後の施策の推進方策について検討する会議の開催。



持続可能な地域社会の実現に向けた教育現場における
消費者教育・環境教育の取組の推進

アウトプット(活動目標)

- 全国の多様な好事例を把握し、教育委員会を通じて学校や地域に展開する。
- より多くの自治体からの教育委員会担当者が、研修に参加し環境教育、消費者教育への理解を深める。
- 消費者教育アドバイザーの活用を推進する。

アウトカム(成果目標)

- 本事業や本事業の成果を活用した取組に参加した子供たちの環境や消費に対する意識が変わり、行動が変容する。

インパクト(国民・社会への影響)

子供たちの意識・行動の変容を通じて、社会全体の意識が高まり、持続可能な地域社会の実現に寄与する。

